4　低病原性鳥インフルエンザウイルスは、高病原性鳥インフルエンザウイルスと同様に伝播力が強いものの、ほとんど臨床症状を示さず、発見が遅れるおそれがあり、また、海外では、高病原性鳥インフルエンザウイルスに変異した事例も確認されている。

5　高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザについては、現在、我が国の近隣諸国において継続的に発生しており、これらの近隣諸国から、渡り鳥が飛来してウイルスを持ち込む可能性があるほか、人や物を介した侵入も考えられることから、今後も我が国に侵入する可能性は高い。

このため、常に国内にウイルスが侵入する可能性があるとの前提に立ち、家きんの所有者（当該家きんを管理する所有者以外の者があるときは、その者。以下同じ。）と行政（国、都道府県及び市町村）及び関係団体とが緊密に連携し、実効ある防疫体制を構築する必要がある。

6　なお、本指針については、海外における発生の状況の変化や科学的知見・技術の進展等があった場合には、随時見直す。また、少なくとも、３年ごとに再検討を行う。

第１　基本方針

１　高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの防疫対策上、最も重要なのは、「発生の予防」と「早期の発見・通報」、さらには「初動対応」である。

２　家きんの所有者が、飼養衛生管理基準を遵守するとともに、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザが疑われる症状を呈している家きんが発見された場合に、直ちに都道府県に通報することが日常化し、確実に実行されることが何よりも重要である。

このため、国、都道府県及び市町村並びに関係団体は、次の役割分担の下、全ての家きんの所有者がその重要性を理解し、かつ、実践できるよう、発生予防と発生時に備えた準備に万全を期す。

⑴　国は、都道府県に対し、必要な情報の提供を行うとともに、全都道府県の防疫レベルを高位平準化できるよう、指導・助言を行う。

⑵　都道府県は、家きんの所有者への指導を徹底するとともに、発生時に備えた準備を行う。

⑶　市町村・関係団体は、都道府県の行う家きんの所有者への指導や発生時に備えた準備に協力する。

３　発生時には、迅速・的確な初動対応により、まん延防止・早期収束を図ることが重要である。

防疫対応を行うための経費については、法第58条から第60条の２までの規定に基づき、国が負担することとなっている。

また、法第60条の３では、防疫措置が発生初期の段階から迅速・的確に講じられるようにするため、予備費の活用を含めて、法に基づく予算を速やかに、かつ、確実に手当てすることとしている。

このことも踏まえて、国、都道府県及び市町村並びに関係団体は、次の役割分担の下、迅速・的確な初動対応を行う。

⑴　国は、防疫方針の決定・改定を責任を持って行うとともに、これに即した都道府県の具体的な防疫措置を支援する。また、法に基づく予算を迅速かつ確実に手当てする。

⑵　都道府県は、防疫方針に即した具体的な防疫措置を迅速・的確に実行する。

⑶　市町村・関係団体は、都道府県の行う具体的な防疫措置に協力する（都道府県が市町村・関係団体に委託して実施する場合には、当該防疫措置に関する費用は、法に基づく国の費用負担の対象となる。）。

４　なお、国は、あらかじめ定めた防疫方針に基づく初動対応により、感染拡大を防止できないときには、速やかに、実際の感染状況を踏まえた防疫方針の見直しを行い、的確に特定家畜伝染病緊急防疫指針（以下「緊急防疫指針」という。）を策定する。

第２　発生の予防及び発生時に備えた事前の準備

１　農林水産省の取組

⑴　次の情報を把握し、都道府県、関係団体等に迅速に情報提供するとともに、ホームページ等を通じて公表する。

①　海外における最新の発生状況

②　環境省が実施する渡り鳥の飛来状況調査、野鳥の検査等の結果

⑵　農場へのウイルスの侵入防止のための具体的な注意点を分かりやすくまとめ、ホームページ等を通じて公表する。

⑶　国境における家きん・畜産物の輸入検疫及び入国者又は帰国者の靴底消毒を徹底する。特に、ウイルスの伝播可能期間等を考慮しつつ、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの発生国からの入国者又は帰国者に対して、質問及び携帯品の検査・消毒を徹底する。

⑷　各都道府県段階の予防措置の実施状況、発生時に備えた準備状況及び市町村、獣医師会、生産者団体等との連携状況を把握し、全都道府県の防疫レベルの高位平準化を図るため、必要な改善指導を行う。

⑸　定期的に全都道府県を対象とする防疫演習を開催し、問題点の把握とその解消を図る。

⑹　発生時に直ちに防疫専門家等を現地に派遣できるよう、常に派遣体制を整え、あらかじめ派遣候補者のリストアップを行う。

⑺　周辺国で分離されたウイルスに対して有効なワクチンに関する情報を収集した上で、必要な事態になったときに活用できる可能性の高いワクチンを検討し、必要十分な量を備蓄する。

２　都道府県の取組

⑴　１の⑴により情報の提供を受けた場合には、速やかに、ファクシミリ、電話、電子メール、郵送等により、全ての家きんの所有者及び関係団体に周知する。

⑵　家きんの所有者の防疫に対する意識を高め、飼養衛生管理基準を確実に遵守させるために、100羽以上の家きんの所有者（だちょうにあっては、10羽以上の家きんの所有者）を対象として、定期的に次の措置を実施する。

①　法第51条の規定に基づく農場への立入検査（原則として、年１回以上実施する。）

②　研修会の開催

また、特に大規模所有者（鶏及びうずらにあっては10万羽以上、あひる、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥にあっては１万羽以上の家きんの所有者をいう。）については、法第52条の規定に基づき、担当獣医師から飼養衛生管理の状況を定期的に都道府県に報告させるなど、十分な指導を行う。

⑶　飼養衛生管理基準を遵守していない家きんの所有者に対しては、随時、法に基づく指導・助言、勧告及び命令を行う。

⑷　家きんの所有者ごとに、本病が発生した場合の初動防疫に必要な情報（農場の所在地、鳥種、飼養羽数、埋却地等の確保状況等）を把握する。

⑸　移動制限区域内の農場等が瞬時に把握できるよう、地図情報システム等を活用して農場の所在地を整理する。

⑹　発生時に円滑かつ迅速に初動防疫対応を実施することができるよう、防疫に必要な人員の確保、消毒ポイントの設置場所の調整、衛生資材及び薬品等の備蓄、重機等の調達先の確認、死亡家きん保管場所の確保等を行う。

⑺　家きんの所有者に対する指導及び発生時の円滑な初動対応に必要な家畜防疫員の確保に努める。常勤の家畜防疫員を確保した上で、一時的又は緊急に必要な場合は非常勤の家畜防疫員の確保が行えるよう、獣医師会等と協議してリストアップを行う。

また、他の都道府県で発生した場合に応援で派遣する家畜防疫員のリストアップを行う。

⑻　発生時には、市町村、警察、自衛隊、獣医師会、生産者団体等の協力が必要となることを踏まえ、これら市町村、関係機関及び関係団体との連絡窓口の明確化、地域の家きんの飼養状況等の情報共有等を行い、連携体制を整備する。

⑼　家きんの所有者の埋却地等の事前確保が十分でない場合には、次の措置を講ずる。

①　当該家きんの所有者に対し、利用可能な土地に関する情報等を提供する。

②　市町村、関係機関及び関係団体と連携し、地域ごとに、利用可能な公有地を具体的に決定する。なお、都道府県知事は、法第21条第７項の規定に基づき、特に必要があると認めるときは、農林水産大臣及び市町村長に対し、協力を求める。